

## ニュース断片

### 西ドイツ・児童手当の新計画

連邦青少年・家族・保健相 Käte Strobel 女史が9月27日明らかにしたところによると、与党SPDは児童手当の新しい規定、家庭建設のための貸付、母性保護の拡張、乳児哺育のための休暇を、SPDの家族政策計画の最重点目標とすることを構想している。このためには多大の財政支出を必要とするので、10年以上の期間を要することとなろう。

今回の総選挙と次の議会では児童手当の改正が特に大きな問題となろう。SPDの計画案では2つのモデルが考えられている。

税制改革の中で所得と切り離して支払われる児童手当について決定したものと、もう一つは逡減的制度も立案されている。その場合税の軽減は所得と子の数とで算定されるが、高所得者はその子の扶養費について、低い

し平均所得者よりは高い扶養費が期待できるようになっている。

結婚した場合無利子の貸付を償還するの



に、子1人当たり一定の率が認められることとなる。貸付額は6千マルクで、6年間の余裕がある。さらにSPD案による母性保護では、出産前8週間、出産後6週間が考えられており、この費用は疾病金庫でなく、国が負担することとなろう。

*Die Welt,*

28 September, 1972.

(安積鋭二 国立国会図書館)

### 西ドイツの農家疾病保険法と

### 民間疾病保険



農家疾病保険法が10月1日発効するに伴ない、民間疾病保険会社ではその顧客層の狭くなることにかなり脅威を感じている。この法律の対象となる人員は約240万であるが、このうち88万人の農業者と家族が現在民間保険

を利用している。これらの人々は民間保険に加入しているときは、1973年1月2日までに公的疾病保険免除の申請をすることができる。しかしケルンの民間疾病保険協会では、連邦食糧省の通達の誤りや農民組合の操作の

ため、民間保険を解約して公的保険に加入するようになるのではないかと恐れている。この問題がかなり重大なのは、現在民間保険被保険者の約15%が農家であるため、食糧省では民間保険に加入している農家の70%（約61万人）は公的保険に移るものと推定しているが、一方保険協会ではこの割合は低すぎるとみている。

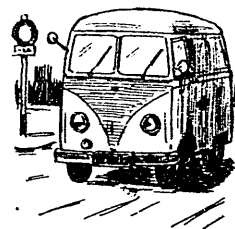
協会は農家に公的保険の加入は最終的なも

のであると言っているが、実際には純所得が現在1,575マルク（1973年1月1日以降1,725マルク）の拠出測定限度以下であれば、任意に地区疾病金庫に加入することができることになっている。

*Frankfurter Allgemeine Zeitung.*  
28 September, 1972.

（安積鋭二 国立国会図書館）

## 西ドイツの病院財政改革法



1972年7月1日、病院財政改革法KHG——病院の経済的保障および病院医療費に関する法律——が公布された。この法律の公布によって、病院財政の新しい規定のための法律的根拠がつけられたことになる。これによって、永い間行われてきた病院財政に関する議論は、一応幕を閉じることになる。

以下、この法律の概要を紹介しよう。

### 病院改革法の特徴

この法律は、費用の分担と財政的責任を定めたものである。資本的費用は、将来公立病院にあっては租税でまかなわれ、営繕費を含む病院経営費などのその他の費用は、病院医療費からまかなわれることになる。このことは、病院の維持のための財源負担が公的任務

であることを意味する。また、これによって、1951—52年に社会保険の保険者グループによって将来の病院財政問題の解決策として提案されていたことが実現されたことになる。

### 病院財政に対する公的任務

国民が期待するような病院医療が行われていなかったため、すでに州によって少なからず補助が行われていた。1969年5月12日の基本法改正法で、はじめて連邦が病院財政の新しい秩序を確立する可能性がつけられた。こうして病院財政改革法が生まれることになったが、この法律は、病院財政は公的任務であるという認識から出発する。

将来、連邦は、病院の費用に対して大幅な負担をすることになる。病院の資本的費用は、必要である限り、連邦および州の財源からまかなわれる。

### 資本的費用

この法律の施行前に設立されている病院も、資本的費用に関して、施行後に設立され、公的財源が設立のために導入された病院と同